

○西南学院役員報酬、評議員日当に関する規程

2012(平成24)年1月20日  
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人西南学院(以下「学院」という。)の理事及び監事(以下「役員」という。)に対する報酬及び評議員に対する日当等について定めるものとする。

(理事長及び常任理事に対する報酬)

第2条 理事長及び常任理事に対しては、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 基本報酬

- ア 基本給
- イ 市内交通費

(2) 特別報酬

- ア 理事長月額報酬
- イ 期末特別報酬
- ウ 特定業務報酬

2 報酬の額は、別表第1による。

3 報酬は、教職員の給与支給日(以下「給与支給日」という。)に支給する。

(役員及び評議員に対する報酬等)

第3条 役員及び評議員に対しては、理事会又は評議員会への出席若しくは監査等の実施に対し、報酬又は日当を支給する。

2 報酬及び日当の額は、別表第2による。

3 報酬及び日当は、業務を遂行した日の翌月の給与支給日に支給する。

(役員及び評議員に対する慰労金)

第4条 役員及び評議員が所定の任期を満了したときは、慰労金を支給する。ただし、学院内の役職上選任される役員及び評議員については、当該役職の任期満了時とする。

2 任期の途中で退任する場合は、「任期満了」を「退任」と読み替えるものとする。

3 慰労金算定における在任年数については、6か月単位とし、6か月未満は6か月とみなす。

4 慰労金の額は、別表第3による。

5 慰労金の支給は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学院外の役員及び評議員については、任期満了日に支給する。ただし、学院から非常勤講師給等の給与が支給されている場合は、次号の取扱いに準ずる。

(2) 学院内の役員及び評議員については、任期満了日以後の給与支給日に支給する。ただし、当該慰労金が退職所得に該当する場合は、退職日に支給する。

6 長期間にわたり役員及び評議員を勤めた者に対しては、所定の慰労金のほかに特別慰労金を支給することができる。この場合において、支給額は常任理事会が決定する。

(所管部署)

第5条 この規程に関する事務は、総務部人事課の所管とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014(平成26)年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017(平成29)年5月25日から施行し、2017(平成29)年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 【理事長及び常任理事に対する報酬】

項 目		学 院 外 （ 非 常 勤 ）		学 院 内
		本 務 者	兼 務 者	
基本報酬	基本給月額	398,200円 (大学教員本俸月額表 5級1号俸)	199,100円 (大学教員本俸月額表 5級1号俸の1/2)	147,000円
	市内交通費月額	10,000円(全額課税)		
特別報酬	理事長月額報酬	50,000円		
	期末特別報酬	基本給×専任教職員の期末・勤勉手当支給率		
	特定業務報酬		①理事業務出張 (1日) 7,000円 ②その他常任理事会が 委嘱した業務。 報酬額は、理事長と 院長が協議、決定	

備考1. 交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程（昭和29年8月1日）に基づき支給する。

2. 移動日の報酬は、支給しない。

別表第2（第3条関係） 【役員及び評議員に対する報酬、日当】

項 目	内 容	学 院 外		学 院 内		監 事
		理 事	評 議 員	理 事	評 議 員	
報 酬 又 は 日 当	会議出席	10,000円	10,000円	4,500円	4,500円	10,000円
	複数の会議出席	17,000円	17,000円	7,000円	7,000円	17,000円
	監査					60,000円
	業務出張	10,000円	10,000円	西南学院旅費規程 に基づく		10,000円

備考1. 交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程に基づき支給する。

2. 市内交通費は、報酬又は日当の額に含むものとする。

3. 移動日の報酬又は日当は、支給しない。

4. 評議員会の議長に対しては、会議出席の額を加算する。

別表第3(第4条関係) 【役員及び評議員に対する慰労金】

区 分 \ 摘 要	学 院 外	学 院 内
理事長及び常任理事	基本給月額×在任年数	
理 事	100,000 円×在任年数	45,000 円×在任年数
監 事	100,000 円×在任年数	
評 議 員	70,000 円×在任年数	30,000 円×在任年数